

(案)規 約 6 . 1 8

有床診療所医師連盟

規 約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、有床診療所医師連盟（略称：有床診医連）と称する。

(本 部)

第 2 条 本連盟の本部は、福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良好な関係を堅持し、関連団体と協力して地域の医療に貢献するために必要な政治活動を行う。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 有床診療所の社会的経済的地位の向上を期するための政治活動
2. 前条に附帯又は関連する事業及び本連盟の目的達成のための必要な事業

(会 員)

第 5 条 本連盟の会員は、原則として全国有床診療所連絡協議会会員とする。

- 2 この政治活動に賛同する者を含む。

第2章 役 員 等

(役 員)

第 6 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 常任執行委員
- (4) 執行委員
- (5) 会計責任者
- (6) 会計責任者職務代行者

(7) 会計監事

(委員長)

- 第 7 条 委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会会長が務める。
- 2 委員長は本連盟を代表し、業務を総理する。

(副委員長)

- 第 8 条 副委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会の副会長が務めるほか、本連盟執行委員の中から委員長が指名委嘱することができる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(常任執行委員)

- 第 9 条 常任執行委員は、全国有床診療所連絡協議会の常任理事が務める。
- 2 常任執行委員は、執行委員を兼ねることができる。

(執行委員)

- 第 10 条 執行委員は、各都道府県有床診療所協議会の代表者とする。

(会計責任者及び会計責任者職務代行者)

- 第 11 条 会計責任者は、全国有床診療所連絡協議会会計担当理事が務める。
- 2 会計責任者職務代行者は、本連盟会員又はその他委員長が適当と認めた者の中から、執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。
 - 3 会計責任者は、本連盟の経理を担当し、政治資金規正法に定める報告書を作成する。
 - 4 会計責任者職務代行者は、会計責任者の職務を代行する。

(会計監事)

- 第 12 条 会計監事は、全国有床診療所連絡協議会の監事が務める。
- 2 会計監事は、本連盟の経理を監査する。

(役員等の任期)

- 第 13 条 役員等の任期は就任後 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 役員等は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問等)

- 第14条 本連盟に顧問等を置くことができる。
- 2 顧問等は、委員長が委嘱する。
 - 3 顧問等の任期は委員長の任期の終了時までとする。
 - 4 顧問等は、執行委員会に出席して委員長の許可を得て意見を述べる
ことができる。

第3章 執行委員会

(執行委員会)

- 第15条 本連盟の最高意思決定機関として執行委員会を置く。

(招集)

- 第16条 執行委員会は、委員長が招集し開催する。
- 2 執行委員会は、毎年1回以上開催する。また、委員長が必要と判断した時及び執行委員の過半数から開催を求められた時に開催することができる。

(執行委員会の権限)

- 第17条 次に掲げる事項については、執行委員会の決議を得なければならない。
- (1) 事業計画
 - (2) 予算・決算に関すること
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) 前各号のほか、会務に関する重要な事項

(執行委員会の決議)

- 第18条 執行委員会においては、各執行委員が投票権を有する。執行委員の過半数の出席で議事が成立し、出席した当該執行委員の過半数の賛成で決議する。
- 2 会員の除名、役員等及び監事の解任、規則の変更、解散、合併等については、総議決権の過半数以上の出席でかつ3分2以上の賛成で決議する。
 - 3 会員の除名の決議については、決議を行う7日前に通知を送り、決議の前に弁明の機会を付与する。除名の対象の会員に議決権がある場合には、議決には加わらない。
 - 4 役員等及び監事の解任については、対象者に議決権がある場合は議

決には加わらない。

(事務局)

第19条 本連盟に事務局を置くことができる。

第4章 事業及び会計

(会計)

第20条 本連盟の経費は、会費（負担金）及び寄付金その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費（負担金）は、規則で定める。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

2 会計責任者は、本連盟の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して執行委員会に報告する。

(予算決定支出)

第22条 委員長は、会計年度終了後、新年度予算案が執行委員会の決議を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り支出することができる。

(施行規則)

第23条

執行委員会の承認を経て規則を定めることができる。

(本規約の施行)

第24条

本規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(案) 定 款 6 . 1 8

定 款

第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人全国有床診療所協議会と称する。
2 本会は各都道府県に各都道府県有床診療所協議会を設ける。

(主たる事務所)

- 第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第 3 条 当法人は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、関連団体と協力して研修を積みながら、地域の医療に貢献することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 総会・研究会等の開催に関する事項
 2. 関連団体との連携及び協力に関する事項
 3. 会報発行に関する事項
 4. 情報の収集、調査、研究、広報に関する事項
 5. 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
 6. 地域医療の向上と地域の保健・福祉・介護の充実に関する事項
 7. 電子媒体による啓発活動と会員への情報伝達に関する事項
 8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(会員資格)

- 第 5 条 当法人の会員は有床診療所の開設者及びその施設の勤務医師並びに本会の目的に賛同する医師とする。

(入会)

第 6 条 次の各号に該当する者は本会会員とする。

- (1) 当法人の設立後、任意団体である全国有床診療所連絡協議会の解散時に会員であった者は何ら意思表示をすることなく当然にこの法人の会員となる。
- (2) 各都道府県有床診療所協議会会員
- (3) 各都道府県有床診療所協議会が未設立の都道府県においては、理事会が承認した者

(会員の種別)

第 7 条 本会会員を A 会員と B 会員に分ける。

- 2 病床稼働中の有床診療所の開設者を A 会員とする。
- 3 稼働中でない有床診療所の医師又は本会の目的に賛同・賛助する医師を B 会員とする。B 会員は申請により A 会員となることができる。

(社員)

第 8 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）にいう社員は次のとおりとする。

- (1) 代議員
- (2) 設立時社員
- (3) 理事等の地位にある者（その任期期間中に限る。）

(会費等の負担)

第 9 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める規約・施行規則等に規定する会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、各都道府県有床診療所協議会を退会したとき、会員資格を喪失したとき、退会届を提出し理事会で承認をされたときに退会する。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(懲 戒)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本条第5項に定める手続により、当該会員を懲戒することができる。

- (1) この定款その他の規定・規則に違反したとき
 - (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき
 - (3) 社会通念上著しい倫理違反行為があるとき
 - (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。
 - (1) 戒告
 - (2) 定款その他の規則により会員に与えられた権利の停止
 - (3) 退会の勧告
 - (4) 除名
 - 3 懲戒案件は、その事由に該当すると認められた会員に対し、事前に理事会において、審査しなければならない。
 - 4 本条第1項の規定に該当すると認められた会員に対しては、前項に規定する理事会で、十分な弁明の機会を付与しなければならない。また、本条第2項第4号に定める除名を行うときは、当該会員に対し、社員総会の会日の7日前までに、当該社員総会において除名を審議することを通知し、かつ、その決議の前に弁明の機会の付与があることを通告しなければならない。
 - 5 懲戒は、本条2項第1号、第2号又は第3号に定める方法による場合は、理事会の決議による。本条第2項第4号に定める方法の場合は、理事会の決議を経たうえ、社員総会決議によって、これを決する。
 - 6 前項により懲戒が決議されたときは、当該会員に対し、書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。
 - 7 前6項に関して必要な事項は、社員総会の決議により別に定める規則によって定める。

第4章 社員総会

(構成)

- 第13条 社員総会は、代議員、第8条第2号及び第3項の社員をもって構成する。
- 2 代議員以外の会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

(代議員の選任)

- 第14条 代議員及び予備代議員は、会員から選任する。
- 2 代議員の選任方法及び任期等については、規則をもって別に定める。

(権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 新たな義務の負担等
 - (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びこの法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めるもの。

(種類及び開催)

- 第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後6か月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権を有する社員の10分の1以上から、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき
 - 4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、臨時社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないとき
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられないとき

(招 集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集を通知しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 決 権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数以上の出席する社員総会で出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面決議等)

- 第21条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 2 社員は、他の社員を代理人として、当該代理人によってその議決権を行使することができる。
 - 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
 - 4 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に署名押印する。

(会員への通知)

- 第24条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

第5章 会 員 総 会

(構 成)

- 第25条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

- 第26条 定時会員総会は、定時社員総会終了後に開催し、定時社員総会の報告を行う。会員は、役員に対して質問することができる。

(会員総会の運営)

第27条 会員総会の運営は、会員総会を開催する都道府県の有床診療所協議会が所管する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

理事 30名以内
監事 2名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を最高顧問、1名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事、理事のうち1名を広報担当、1名を会計担当とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、最高顧問、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事、監事、理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事及び最高顧問の選任の方法)

第29条 理事及び監事は、社員総会において別に定める規則に従い、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事は、理事会の決議によって会員の中から選定する。
- 3 最高顧問は、原則として前会長が就任し、理事とする。

(理事及び監事の資格制限)

第30条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 当法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係のある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 5 会計担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 6 広報担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 7 最高顧問は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

- 第34条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事を解任する場合は、総社員の過半数以上の出席する社員総会で出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 3 第1項又は前項の場合は、社員総会の決議による前に、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 理事長、副理事長、専務理事、最高顧問は、理事会の決議によって解任する。
 - 5 正当な理由がなく理事及び監事の職務にあった者が理事会を1年以上連続で欠席したときは、解任する。

(報酬等)

- 第35条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める規則による。

(名誉会長)

- 第36条 理事長は、理事長の職にあった者を、名誉会長に委嘱することができる。
- 2 名誉会長は、理事長に助言することができる
 - 3 名誉会長の任期は、理事長の任期による。
 - 4 名誉会長には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

- 第37条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の業務の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ助言を行う。
 - 3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 顧問の任期は、理事長の任期による。
 - 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 6 その他、顧問に関する運用については、理事会において別に定める。

(参与)

- 第38条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事長の諮問に応じ、専門知識及び経験を生かし、理事会とともに業務運営に関する実務に携わる。
 - 3 参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 参与の任期は、理事長の任期による。
 - 5 参与には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 6 その他、参与に関する運用については、理事会において別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第39条 当法人に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解任
- (4) 最高顧問の解任

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法をもって、招集の通知を発するものとする。緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面

又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第21条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事が議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。
 - 3 理事長が理事会に出席できない場合は、出席理事及び監事が、議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。

(理事会への意見申述)

- 第46条 理事長が必要と認めた会員又は参考人は、理事会の決議を経て、理事会に出席して理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の種別)

- 第47条 当法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産とは、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第48条 当法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び社員総会において総社員の半数以上の出席であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。

(経費の支弁)

第49条 当法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、社員総会開催の2か月前までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、及び支出をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第53条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入

をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第54条 第48条第2項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

第12章 補 則

(規則等への委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は社員総会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は、理事会が別に定めるものとする。

第13章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第61条 設立時社員の住所及び名称は、次のとおりである。

住 所
設立時社員

住 所
設立時社員

(設立時の役員)

第62条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設 立 時 理 事
設立時代表理事

(最初の事業年度)

第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年6月30日までとする。

(設立時定款の施行日)

第64条 当法人は、昭和63年2月16日に創立された任意団体である全国有床診療所連絡協議会が一般社団法人全国有床診療所協議会として法人格を取得するものであり、この定款は、当法人の設立登記の日から施行するものとする。

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国有床診療所協議会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である行政書士清水一広は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員

設立時社員

上記設立時社員の定款作成代理人

福岡市中央区赤坂一丁目13番28-303号
行政書士 清水 一 広

(案) 代議員及び予備代議員選任規則
(6. 18)

代議員及び予備代議員選任規則

第1章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、一般社団法人全国有床診療所協議会（以下「本会」という。）定款第8条第1号の規定による代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）の選任方法を定めることを目的とする。

第2章 代議員及び予備代議員の選任

(選任)

- 第 2 条 各都道府県有床診療所協議会において選任する代議員の数は、毎年4月1日現在における支部の会員数を代議員選任のための除数で除して得た数（1名未満の端数は切り上げる。）とする。
- 2 前項の除数は50とする。
 - 3 前項の除数は、本会の会員数の増減に応じて、社員総会において4年ごとに見直すものとする。ただし、見直し当時の総会会場確保、総会開催の予算等の諸事情を考慮することができる。
 - 4 予備代議員は、代議員と同数以内とする。

(任期)

- 第 3 条 前条の規定により選任された本会総会代議員等の任期は、就任後の第3回目の定時総会の終了時までとする。
- 2 任期途中に補欠により選任された者及び新任者の任期は、本来の代議員等の任期の残任期間とする。
 - 3 本会の役員は、本会代議員等となることができない。

(名簿の作成)

- 第 4 条 各都道府県有床診療所協議会は、第2条の規定により選任した本会代議員等について、その名簿を作成し、毎年4月30日までに理事長に提出するものとする。
- 2 各都道府県有床診療所協議会は、毎年4月1日現在において、前項の規定により理事長に提出した名簿に変更が生じているときは、4月30日までに変更後の名簿を作成し提出するものとする。

(資格の喪失)

第 5 条 本会代議員等は、本会の会員でなくなったとき、及び本会の役員に就任したときのほか、各都道府県有床診療所協議会に辞任届を提出して承認があったときは、その資格を喪失する。

(代議員等の解任)

第 6 条 定款第 3 4 条の規定を準用する。

第 3 章 補 則

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

施行規則

(案) 6. 18

一般社団法人全国有床診療所協議会

施行規則

一般社団法人全国有床診療所協議会定款第 60 条により施行規則を定める

- 第 1 条 理事は、各ブロック選出理事及び会長指名理事とする。
- 2 各ブロック選出理事は、会員 150 名について一人とし、ブロック協議会にて選出する。
 - 3 会長指名理事は、15 名以内とする。
- 第 2 条 各都道府県有床診療所協議会を以下の 7 ブロックに分ける。
- (1) 北海道ブロック 北海道
 - (2) 東北ブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 - (3) 関東甲信越ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京都
神奈川、山梨、長野、新潟
 - (4) 中部ブロック 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知
三重
 - (5) 近畿ブロック 滋賀、京都府、大阪府、兵庫、奈良
和歌山
 - (6) 中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島
香川、愛媛、高知
 - (5) 九州ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎
鹿児島、沖縄
- 第 3 条 各ブロックごとに、ブロック協議会を開催するものとする
- 第 4 条 各都道府県有床診療所協議会は、次の場合には速やかに当該者の氏名と勤務先および住所を本法人事務局に報告しなければならない
- 2 各都道府県有床診療所協議会の役員等が改選されたとき。
 - 3 本法人会員の入退会及び勤務先または住所の変更があったとき。
- 第 5 条 年会費は A 会員を 15,000 円、B 会員を 5,000 円とする。
- 2 定款第 9 条に定めた年会費は、毎年度の〇月末日までに納入しなければならない。なお、いったん納入された会費は返還されないものとする。

第6条 本規則を変更や追加するときは、社員総会の議決を経なければならない。
い。

第7条 本施行規則は令和〇年〇月〇日より施行する